保医発 0830 第１号
令和６年８月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和６年９月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

別添２　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

別添３　「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

別添４　「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第８号）の一部改正について

別添１

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

１　別添１の第２章第 10 部第１節第４款Ｋ２５９の（４）次に次を加える。

Ｋ２５９　角膜移植術

（５）　培養ヒト角膜内皮細胞移植術は、水疱性角膜症の患者に対して、培養ヒト角膜内皮細胞を前房内に注入して角膜内皮細胞移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。

２　別添１の第２章第 10 部第１節第８款Ｋ５７１の次に次を加える。

Ｋ５７４　心房中隔欠損閉鎖術　１　単独のもの

（１）　弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、心尖部アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

（２）本治療の実施に当たっては、「Ｋ５５５」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

Ｋ５７４－２　経皮的心房中隔欠損閉鎖術

（１）　弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、順行性アプローチ又は逆行性アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

（２）本治療の実施に当たっては、「Ｋ５５５」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

別添２

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

１　別紙１を次に改める。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

⑴　メタルコアを用いた場合

イ　大臼歯　95 点

ロ　小臼歯・前歯　59 点

⑵　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

２　直接法

⑴　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

⑵　その他の場合

イ　大臼歯　33 点

ロ　小臼歯・前歯　21 点

（ファイバーポスト）

1 本につき　61 点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　4 点

２　仮着（１歯につき）　4 点

３　口腔内装置等の装着の場合（１歯につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン　4 点

M009　充填（１窩洞につき）

１　歯科充填用材料　Ⅰ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　11点

ロ　複雑なもの　29点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

ａ　単純なもの　8点

ｂ　複雑なもの　21点

ロ　自動練和型

ａ　単純なもの　9点

ｂ　複雑なもの　23点

２　歯科充填用材料　Ⅱ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　4点

ロ　複雑なもの　11点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

ａ　単純なもの　3点

ｂ　複雑なもの　8点

ロ　自動練和型

ａ　単純なもの　6点

ｂ　複雑なもの　17点

M010　金属歯冠修復（１個につき）

１　14カラット金合金

⑴　インレー

複雑なもの　1,650点

⑵　４分の３冠　2,062点

２　金銀パラジウム合金（金12%以上）

⑴　大臼歯

イ　インレー

ａ　単純なもの　366点

ｂ　複雑なもの　677点

ロ　５分の４冠　852点

ハ　全部金属冠　1,072点

⑵　小臼歯・前歯

イ　インレー

ａ　単純なもの　249点

ｂ　複雑なもの　495点

ロ　４分の３冠　612点

ハ　５分の４冠　612点

ニ　全部金属冠　767点

３　銀合金

⑴　大臼歯

イ　インレー

a　単純なもの	25 点
b　複雑なもの	44 点
ロ　５分の４冠	57 点
ハ　全部金属冠	70 点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	16 点
b　複雑なもの	33 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	40 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	40 点
ニ　全部金属冠	51 点
M010-2　チタン冠（１歯につき）	66 点
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
⑴　前歯	612 点
⑵　小臼歯	612 点
⑶　大臼歯	852 点
２　銀合金	
⑴　前歯	40 点
⑵　小臼歯	40 点
⑶　大臼歯	57 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	366 点
ロ　小臼歯・前歯	249 点
⑵　銀合金	
イ　大臼歯	25 点
ロ　小臼歯・前歯	16 点
２　レジン充填によるもの	
⑴　複合レジン系	11 点
⑵　グラスアイオノマー系	
イ　標準型	8 点
ロ　自動練和型	9 点
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	956 点
２　銀合金を用いた場合	113 点
M011-2　レジン前装チタン冠（１歯につき）	66 点
M015　非金属歯冠修復（１歯につき）	
１　レジンインレー	
⑴　単純なもの	29 点
⑵　複雑なもの	40 点
２　硬質レジンジャケット冠	
⑴　歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
⑵　歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）

１　前歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅳ）　388 点

２　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点

３　大臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「２　小臼歯」により算定する。

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅴ）　615 点

M015-3　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）

１　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点

２　大臼歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「１　小臼歯」により算定する。

M016　乳歯冠（１歯につき）

１　乳歯金属冠　30 点

２　その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

１歯につき　1 点

M016-3　既製金属冠（１歯につき）　29 点

M017　ポンティック（１歯につき）

１　鋳造ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　1,234 点

ロ　小臼歯　929 点

⑵　銀合金

大臼歯・小臼歯　56 点

２　レジン前装金属ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ　前歯　741 点

ロ　小臼歯　929 点

ハ　大臼歯　1,234 点

⑵　銀合金を用いた場合

イ　前歯　71 点

ロ　小臼歯　71 点

ハ　大臼歯　71 点

M017-2　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　1,629 点

M018　有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1　局部義歯（１床につき）
⑴　１歯から４歯まで　2点
⑵　５歯から８歯まで　3点
⑶　９歯から 11 歯まで　5点
⑷　12 歯から 14 歯まで　7点
2　総義歯（１顎につき）　10 点

M019　熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）　37 点

M020　鋳造鉤（１個につき）
1　14 カラット金合金
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,871 点
ロ　犬歯・小臼歯　1,522 点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　1,522 点
ロ　犬歯・小臼歯　1,169 点
ハ　前歯（切歯）　900 点
2　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　987 点
ロ　犬歯・小臼歯　772 点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　677 点
ロ　犬歯・小臼歯　589 点
ハ　前歯（切歯）　546 点
3　鋳造用コバルトクロム合金　5点

M021　線鉤（１個につき）
1　不銹鋼及び特殊鋼　6点
2　14 カラット金合金
⑴　双子鉤　884 点
⑵　二腕鉤（レストつき）　683 点

M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）
1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　273 点
⑵　犬歯・小臼歯　294 点
⑶　大臼歯　339 点
2　鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　30 点
⑵　犬歯・小臼歯　30 点
⑶　大臼歯　30 点

M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　磁石構造体　777 点
2　キーパー付き根面板

（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　677 点

ロ　小臼歯・前歯　495 点

⑵　銀合金

イ　大臼歯　44 点

ロ　小臼歯・前歯　33 点

（キーパー）

1 個につき　233 点

M023　バー（１個につき）

1　鋳造バー

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,582 点

⑵　鋳造用コバルトクロム合金　18 点

2　屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼　30 点

M030　有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（１顎につき）

1　シリコーン系　166 点

2　アクリル系　99 点

別添３

「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）
の一部改正について

１　別表のⅡの 123（１）②中の「又は冷凍アブレーション用のカテーテル」を「、冷凍アブレーション用又はパルスフィールドアブレーション用のカテーテル」に改める。

２　別表のⅡの 123（２）中の「熱アブレーション用（６区分）及び冷凍アブレーション用（２区分）の合計８区分」を「熱アブレーション用（６区分）、冷凍アブレーション用（２区分）及びパルスフィールドアブレーション用の合計９区分」に改める。

３　別表のⅡの 123（３）⑧に次を加える。

⑨　パルスフィールドアブレーション用
次のいずれにも該当すること。
ア　薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルスフィールドアブレーション用のカテーテルであること。
イ　高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルでないこと。
ウ　ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を行う機能を有すること。

４　別表のⅡの 189 を削除する。

５　別表のⅡの 227 に次を加える。

228　培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット
次のいずれにも該当すること
①　薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品（１）　ヒト体細胞加工製品」であって、一般的名称「ネルテペンドセル」であること。
②　ドナーより採取したヒト角膜から成熟分化角膜内皮細胞を含む細胞を採取し、生体外での初代培養を経て拡大培養、分化及び成熟工程を経ることにより得られる成熟分化した培養ヒト角膜内皮細胞の懸濁液を精製及び投与するキットであること。

229　弁周囲欠損孔閉鎖セット
次のいずれにも該当すること
①　薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工心膜用補綴材」であること。
②　大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の欠損孔を閉鎖することを目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット（デリバリーシステムを含む。）であること。

別添４

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第８号）の一部改正について

１　Ｉの３の 123 を次に改める。

（１）　熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「Ｋ５９５」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。
（２）　パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカ用カテーテル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。

２　Ｉの３の 189 を削除する。

３　Ｉの３の 227 の次に次を加える。

228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット
（１）　水疱性角膜症の患者であって、最良矯正視力が 0.7 未満であること及び不可逆の角膜上皮浮腫が存在することが確認されたものに対して使用した場合に、１回の手術において片眼につき１回に限り算定できる。
（２）　培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
（３）　培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットを使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

229　弁周囲欠損孔閉鎖セット
（１）弁周囲欠損孔閉鎖セットは、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的に使用した場合に限り、１回の手術に対して２個を限度として算定できる。
（２）弁周囲欠損孔閉鎖セットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
（３）弁周囲欠損孔閉鎖セットの使用に当たっては、区分番号「Ｋ５５５」弁置換術が適応とならない医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（別添１参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第９部　（略） 第 10 部　手術 １～26　（略） 第１節　手術料 第１款～第３款　（略） 第４款　眼 Ｋ２００－２～Ｋ２２８　（略） Ｋ２５９　角膜移植術 （１）～（４）　（略） （５）　培養ヒト角膜内皮細胞移植術は、水疱性角膜症の患者に対して、培養ヒト角膜内皮細胞を前房内に注入して角膜内皮細胞移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。 Ｋ２５９－２～Ｋ２８４　（略） 第５款～第７款　（略） 第８款　心・脈管 Ｋ５４５～Ｋ５７１　（略） Ｋ５７４　心房中隔欠損閉鎖術　１　単独のもの （１）　弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第９部　（略） 第 10 部　手術 １～26　（略） 第１節　手術料 第１款～第３款　（略） 第４款　眼 Ｋ１９９～Ｋ２５８　（略） Ｋ２５９　角膜移植術 （１）～（４）　（略） （新設） Ｋ２５９－２～Ｋ２８４　（略） 第５款～第７款　（略） 第８款　心・脈管 Ｋ５４５～Ｋ５７１　（略） （新設）

人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、心尖部アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。 （２）本治療の実施に当たっては、「Ｋ５５５」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
Ｋ５７４－２ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術 （１） 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、順行性アプローチ又は逆行性アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。 （２）本治療の実施に当たっては、「Ｋ５５５」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	（新設）
Ｋ５８１～Ｋ６２７－４　（略） 第９款～第13款　（略） 第２節・第３節　（略） 第11部～第14部　（略） 第３章　（略）	Ｋ５８１～Ｋ６２７－４　（略） 第９款～第13款　（略） 第２節・第３節　（略） 第11部～第14部　（略） 第３章　（略）

（別添２参考）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１）	（別紙１）
材料料	材料料
M002　支台築造	M002　支台築造
（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））	（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。
１ 間接法	１ 間接法
(1) メタルコアを用いた場合	(1) メタルコアを用いた場合
イ 大臼歯　95 点	イ 大臼歯　84 点
ロ 小臼歯・前歯　59 点	ロ 小臼歯・前歯　52 点
２　（略）	２　（略）
M005～M009　（略）	M005～M009　（略）
M010　金属歯冠修復（１個につき）	M010　金属歯冠修復（１個につき）
１　14 カラット金合金	１　14 カラット金合金
(1)　インレー	(1)　インレー
複雑なもの　1,650 点	複雑なもの　1,479 点
(2)　４分の３冠　2,062 点	(2)　４分の３冠　1,848 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
(1)　大臼歯	(1)　大臼歯
イ　インレー	イ　インレー
a　単純なもの　366 点	a　単純なもの　332 点
b　複雑なもの　677 点	b　複雑なもの　614 点
ロ　５分の４冠　852 点	ロ　５分の４冠　772 点

ハ　全部金属冠	1,072 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	249 点
b　複雑なもの	495 点
ロ　４分の３冠	612 点
ハ　５分の４冠	612 点
ニ　全部金属冠	767 点
３　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	25 点
b　複雑なもの	44 点
ロ　５分の４冠	57 点
ハ　全部金属冠	70 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	16 点
b　複雑なもの	33 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	40 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	40 点
ニ　全部金属冠	51 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	612 点
(2)　小臼歯	612 点
(3)　大臼歯	852 点
２　銀合金	

ハ　全部金属冠	972 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	226 点
b　複雑なもの	449 点
ロ　４分の３冠	555 点
ハ　５分の４冠	555 点
ニ　全部金属冠	696 点
３　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	23 点
b　複雑なもの	40 点
ロ　５分の４冠	51 点
ハ　全部金属冠	63 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	14 点
b　複雑なもの	30 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ　全部金属冠	46 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	555 点
(2)　小臼歯	555 点
(3)　大臼歯	772 点
２　銀合金	

(1)　前歯	40 点
(2)　小臼歯	40 点
(3)　大臼歯	57 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	366 点
ロ　小臼歯・前歯	249 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	25 点
ロ　小臼歯・前歯	16 点
２　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	956 点
２　銀合金を用いた場合	113 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
１　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,234 点
ロ　小臼歯	929 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	56 点
２　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	741 点
ロ　小臼歯	929 点
ハ　大臼歯	1,234 点
(2)　銀合金を用いた場合	

(1)　前歯	36 点
(2)　小臼歯	36 点
(3)　大臼歯	51 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	332 点
ロ　小臼歯・前歯	226 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	23 点
ロ　小臼歯・前歯	14 点
２　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	866 点
２　銀合金を用いた場合	102 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
１　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,118 点
ロ　小臼歯	842 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	51 点
２　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	672 点
ロ　小臼歯	842 点
ハ　大臼歯	1,118 点
(2)　銀合金を用いた場合	

イ　前歯	71点
ロ　小臼歯	71点
ハ　大臼歯	71点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,871点
ロ　犬歯・小臼歯	1,522点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,522点
ロ　犬歯・小臼歯	1,169点
ハ　前歯（切歯）	900点
２　金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	987点
ロ　犬歯・小臼歯	772点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	677点
ロ　犬歯・小臼歯	589点
ハ　前歯（切歯）	546点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14カラット金合金	
(1)　双子鉤	884点
(2)　二腕鉤（レストつき）	683点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

イ　前歯	65点
ロ　小臼歯	65点
ハ　大臼歯	65点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,649点
ロ　犬歯・小臼歯	1,341点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,341点
ロ　犬歯・小臼歯	1,030点
ハ　前歯（切歯）	793点
２　金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	894点
ロ　犬歯・小臼歯	699点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	614点
ロ　犬歯・小臼歯	534点
ハ　前歯（切歯）	495点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14カラット金合金	
(1)　双子鉤	780点
(2)　二腕鉤（レストつき）	603点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1)　前歯　273 点	(1)　前歯　248 点
(2)　犬歯・小臼歯　294 点	(2)　犬歯・小臼歯　267 点
(3)　大臼歯　339 点	(3)　大臼歯　307 点
2　(略)	2　(略)
M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）	M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　(略)	1　(略)
2　キーパー付き根面板	2　キーパー付き根面板
(根面板の保険医療材料料（1 歯につき))	(根面板の保険医療材料料（1 歯につき))
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ　大臼歯　677 点	イ　大臼歯　614 点
ロ　小臼歯・前歯　495 点	ロ　小臼歯・前歯　449 点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
イ　大臼歯　44 点	イ　大臼歯　40 点
ロ　小臼歯・前歯　33 点	ロ　小臼歯・前歯　30 点
(キーパー)　(略)	(キーパー)　(略)
M023　バー（１個につき）	M023　バー（１個につき）
1　鋳造バー	1　鋳造バー
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,582 点	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,434 点
(2)　(略)	(2)　(略)
2　(略)	2　(略)
M030　(略)	M030　(略)

（別添３参考）

「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～122　（略） 123　経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル ⑴　定義 次のいずれにも該当すること。 ①　（略） ②　経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用、冷凍アブレーション用又はパルスフィールドアブレーション用のカテーテルであること。 ③　（略） ⑵　機能区分の考え方 構造により、熱アブレーション用（６区分）、冷凍アブレーション用（２区分）及びパルスフィールドアブレーション用の合計９区分に区分する。 ⑶　機能区分の定義 ①～⑧　（略） ⑨　パルスフィールドアブレーション用 次のいずれにも該当すること。	（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～122　（略） 123　経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル ⑴　定義 次のいずれにも該当すること。 ①　（略） ②　経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用又は冷凍アブレーション用のカテーテルであること。 ③　（略） ⑵　機能区分の考え方 構造により、熱アブレーション用（６区分）及び冷凍アブレーション用（２区分）の合計８区分に区分する。 ⑶　機能区分の定義 ①～⑧　（略） （新設）

ア　薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルスフィールドアブレーション用のカテーテルであること。 イ　高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルでないこと。 ウ　ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を行う機能を有すること。	
124～188　（略）	124～188　（略）
189　削除	189　ヒト骨格筋由来細胞シート ⑴　定義 次のいずれにも該当すること。 ①　薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品（２）ヒト体性幹細胞加工製品」であって、一般的名称が「ヒト（自己）骨格筋由来細胞シート」であること。 ②　採取した患者の骨格筋から得られる筋芽細胞を培養し、シート状に調製するために用いられる材料であること。 ⑵　機能区分の考え方 用いられる工程に応じて、採取・継代培養キット及び回収・調製キットの合計２区分に区分する。 ⑶　機能区分の定義 ①　採取・継代培養キット 患者より骨格筋を採取した後、筋芽細胞の継代培養が終了するまでに使用される材料から構成されるキットであること。 ②　回収・調製キット 筋芽細胞の継代培養が終了した後、シート状に調製し終えるまでに使用される材料から構成されるキットであること。
190～227　（略）	190～227　（略）
228　培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット 次のいずれにも該当すること	（新設）

① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品（１） ヒト体細胞加工製品」であって、一般的名称「ネルテペンドセル」であること。 ② ドナーより採取したヒト角膜から成熟分化角膜内皮細胞を含む細胞を採取し、生体外での初代培養を経て拡大培養、分化及び成熟工程を経ることにより得られる成熟分化した培養ヒト角膜内皮細胞の懸濁液を精製及び投与するキットであること。	
229 弁周囲欠損孔閉鎖セット 次のいずれにも該当すること ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工心膜用補綴材」であること。 ②大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の欠損孔を閉鎖することを目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット（デリバリーシステムを含む。）であること。	（新設）
Ⅲ～Ⅸ （略）	Ⅲ～Ⅸ （略）

（別添４参考）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第８号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項	Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
１・２　（略）	１・２　（略）
３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い	３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い
001～122　（略）	001～122　（略）
123　経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル	123　経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル
⑴　熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「Ｋ５９５」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。	熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「Ｋ５９５」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。
⑵　パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカ用カテーテル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。	（新設）
125～188　（略）	125～188　（略）
189　削除	189　ヒト骨格筋由来細胞シート
	⑴　ヒト骨格筋由来細胞シートは、虚血性心疾患による重症心不全患者で、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分として関連学会の定める「ヒト（自己）骨格筋由来細胞シートの使用要件等の基準について」に従い、ハートチームによる適応判定が行われ、かつ、根治療法として心臓移植以外に治療手段がないと考えられる症例に対して、同基準に従って使用された場合に限

	り算定できる。 ⑵　ヒト骨格筋由来細胞シートは、１人につき１回まで算定できることとし、使用する際は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。
190～227　（略）	190～227　（略）
228　培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット	（新設）
⑴　水疱性角膜症の患者であって、最良矯正視力が 0.7 未満であること及び不可逆の角膜上皮浮腫が存在することが確認されたものに対して使用した場合に、１回の手術において片眼につき１回に限り算定できる。	
⑵　培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。	
⑶　培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットを使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
229　弁周囲欠損孔閉鎖セット	（新設）
⑴　弁周囲欠損孔閉鎖セットは、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的に使用した場合に限り、１回の手術に対して２個を限度として算定できる。	
⑵　弁周囲欠損孔閉鎖セットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。	
⑶　弁周囲欠損孔閉鎖セットの使用に当たっては、区分番号「Ｋ５５５」弁置換術が適応とならない医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
４～６　（略）	４～６　（略）
Ⅱ～Ⅳ　（略）	Ⅱ～Ⅳ　（略）